

請求書の押印省略について

<押印省略の要件>

- 書類の発行責任者の氏名及び連絡先が記載されていること
- 担当者の氏名及び連絡先が記載されていること

※ 発行責任者とは、代表取締役、支店長、所長等といった社内において権限の委任を受けた役職員とします。

※ 担当者とは、当該取引に関する事務を担当する者とします。

※ 発行責任者及び担当者は、同一人物でも可です。

※ 電子メールで提出いただけます。